

令和5年度 田村市高齢者



飞票内



高齢者の健康増進及び外出機会の増加による社会参加を促進することを目的に、市内の日帰り入浴施設や運動施設の料金、タクシー運賃等の支払いに使用できる「高齢者健康長寿サポート事業利用券」を申請により交付します。申請方法等については、下記をご覧ください。



対象者

市内に住所を有する70歳以上の方

今年度内に70歳となる昭和29年4月1日までに生まれた方も対象になります。 ※誕生日の前でも申請することができます。

<mark>交付内容</mark> ※申請時期によって交付

枚数が異なります。

- ① 9月までに申請した場合 5,000 円分 (200 円×10 枚、300 円×10 枚)
- ② 10 月から翌年3月までに申請した場合 2,500 円分 (200 円×5 枚、300 円×5 枚)

申請方法

(申請は一人1回まで)

- ・申請窓口 ▶ 市役所 1 階高齢福祉課または最寄りの行政局市民係・出張所
- 申請期間 ▶ 5月10日(水)~令和6年3月29日(金)※平日午前8時30分~午後5時
- ・提出書類 ▶ 窓口備付又は裏面の申請書に記入のうえ、マイナンバーカードや健康 保険証などの対象者本人の確認書類を提示し申請してください。

※代理申請の場合は、窓口備付の委仟状又は対象者本人の確認書類をご持参ください。

利用期間

5月10日水~令和6年3月31日田

利用できる施設・事業者(令和5年5月10日現在)

日帰り入浴施設

滝根町 ・・・・ 星の村ふれあい館、老人憩の家針湯荘

大越町 ・・・・ 老人憩の家寿楽荘

常葉町 ・・・・ 神田の湯、スカイパレスときわ、常葉老人福祉センター

船引町 ・・・・ あぶくま高原の宿開宝花の湯、四季の宿天瑞、聖石温泉、富士の湯



運動施設

スポーツクラブコミスポ、田村市運動公園運動教室、田村市パークゴルフ場、MIRAIZ BODY(ミライズボディ)

タクシー

デマンドタクシー

はばタクシー、ほていやタクシー
田村らくらくタクシー

※料金、営業時間、利用方法等は各取扱事業者にお問い合わせください。また、取扱事業者の施設等では、当該事業の申請や交付はできませんので、上記の申請窓口でお手続きください。

※利用券を一度に複数枚使用することができます。なお、料金が額面未満の場合は釣銭がありません。



市では、当該事業を通じて高齢者の健康長寿につながる事業を実施する事業者を募集しています。詳しくは、市ホームページ又は右記の QR コードからご確認ください。



問い合わせ先: 田村市役所 高齢福祉課 TEL: 82-1115



様式第1号(第3条関係)

田村市高齢者健康長寿サポート事業利用券交付申請書

令和 年 月 日

田村市長 様

田村市高齢者健康長寿サポート事業実施要綱第3条の規定に基づき、次のとおり申請します。 なお、利用者要件について、住民基本情報等の閲覧を承諾します。

申請者	ふりがな			性	別	男 •	女
	氏	名		生 年 月	日		
		所	田村市				
	住			~~~			
			(電話番号)
代	氏	名		申請者との関係		夫 · 妻	· 子 ·
						その他()
' `							
理			※申請者と同じ場合は省略可			<u> </u>	
	住		※申請者と同じ場合は省略可			I	

※次の欄は記入しないでください。

市役所記入欄

1 5 4/2 11-2 1144											
	年	月	H		交付番号	担当者確認					
田村市高齢者健康長寿サポート事業利用券の交付は											
(適当・不適当)と認める。											
本人確認書類	マイナンバーカード・健康保険証・後期高齢者被保険者証・運転免許証										
个八唯	・その他 ()					